

土壤汚染対策法施行状況

| 法 | 内 容 | 件 数 |
|---|---------------|-----|
| 第3条関係 (有害物質使用特定施設 の廃止に伴う調査) | 土壤汚染状況調査実施 | 1 |
| | ただし書の確認（調査猶予） | 10 |
| 第4条関係 (一定の規模 (3,000m ²) 以上 の土地の形質の変更に伴う届出等) | 土地の形質の変更届出 | 28 |
| | 土壤汚染状況調査実施 | 1 |

- ・ ただし書の確認とは、特定施設等廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が猶予されたものの件数を示しています。
- ・ 法に基づく調査により土壤汚染が確認された土地については、指定区域として指定し、その内容を公示することになっています。（平成29年3月末現在12件）

大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壤汚染関係）施行状況

| 条 例 | 内 容 | 件 数 |
|--|---------------|-----|
| 第81条の4関係 (有害物質使用届出施設等 の使用廃止に伴う調査) | 土壤汚染状況調査実施 | 0 |
| | ただし書の確認（調査猶予） | 0 |
| 第81条の5第1項関係 (一定の規模 (3,000m ²) 以上 の土地の形質の変更に伴う調査) | 土地の利用履歴等調査実施 | 28 |
| | 土壤汚染状況調査実施 | 0 |
| 第81条の5第2項関係 (ダイオキシン類に係る土壤 汚染状況調査) | 土壤汚染状況調査実施 | 0 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし書の確認とは、届出施設等廃止後も当該施設を工場等に利用することなどにより、調査が猶予されたものの件数を示しています。 ・ 条例に基づく調査により土壤汚染が確認された土地については、管理区域として指定し、その内容を公示することになっています。（平成29年3月末現在0件） | | |